

環境 第 30号-5-(1)
平成27年8月4日

MC川尻エネルギーサービス株式会社
代表取締役社長 石川 剛 様

四日市市長 田中 俊行

石炭焚発電設備新設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について

平成27年4月7日に提出のあった石炭焚発電設備新設事業に係る環境影響評価方法書について、三重県環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づき環境の保全の見地から意見を述べる。

対象事業実施区域及びその周辺への環境影響評価については、今後、調査予測地点や、項目及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、選定した項目及び手法について見直しを行い、追加の調査及び予測評価を行われたい。

また、今後の調査及び予測結果をもとに、個別事項に記載した温室効果ガスの削減を含め、環境への影響が最大限に回避・低減されるよう、十分に検討されたい。

なお、個別的事項については、別紙のとおりである。

別紙

1 大気質

- (1) 冬季の北風・北西風の影響を見るため、南東側の楠町の五味塚橋付近に調査地点が設定されているが、同様に夏季の南風・南東風の影響が及ぶ地域も調査地点に追加し、現地調査及び予測評価を実施すること。
- (2) 国道 23 号及び国道 25 号、国道 1 号等の沿道における窒素酸化物濃度は、高濃度で推移しており、対象事業稼働による窒素酸化物の排出により更なる環境への影響が危惧されるため、大気安定度分類が不安定時（大気安定度 A）で煙源での風速が低い場合等の着地濃度の予測評価を行うこと。ただし、気象条件によっては、有効煙突高が低くなり、ばい煙が排出口から真横にたなびくことに伴い、国道や近隣住宅地等への寄与濃度が予測結果よりも高くなる場合があると考えられる。そのため、周辺への影響が懸念される場合には、高煙突化を検討されたい。
- (3) 工事通行車両及び供用後の運搬車両が走行するルートでの排ガスの予測評価を行うにあたり、上記（1）及び（2）の予測評価結果を加算して評価すること。その結果、影響が懸念される場合には低公害車の使用や交通ルートの修正を検討すること。

2 騒音、振動、低周波空気振動

- (1) 対象事業実施区域の周辺道路において、既に道路騒音に係る環境基準を超過している地点が存在することから、搬出入車両等の走行に当たっては走行車両の増加による路線への影響を低減するよう配慮するとともに、適切に環境影響評価を実施すること。また、今後、現況調査及び予測評価において環境基準を超過するおそれが生ずると考えられる。準備書を作成する際に上記を考慮し、実行可能な範囲において環境保全措置を講じた上で評価を行うこと。
- (2) 供用開始後の低周波空気振動の影響を把握するため、ボイラーを設置する予定の区域でも低周波空気振動を測定すること。また、塩浜地区内で現在稼働中の石炭ボイラーの周辺で低周波空気振動の測定を行うこと。

3 悪臭

- (1) 排煙の処理のための脱硝装置で還元剤（アンモニア等）が未反応のまま排出されることを想定し、敷地境界でアンモニア等の濃度測定ならびに臭気指数を算出することにより、影響の予測を行うこと。
- (2) アンモニアの漏洩防止を万全にすること。不慮の故障や災害時に際しても漏洩の未然防止に努め、関連施設の点検及び管理を計画的に行うこと。

4 水質、水底の底質、地下水の水質及び水位

- (1) 雨池川へはプラント排水が約 4,000m³/日放流され、温排水の影響により河川水温の上昇が懸念されるため、現在の予定調査地点に加えて、排水点のすぐ下流にも、調査地点（項目：DO 及び水温）を追加すること。
- (2) 雨池川の平常時の流量の測定を追加で実施すること。
- (3) 供用後の影響を把握するため、水底の底質調査で強熱減量及び酸化還元電位を四季調査すること。
- (4) 事業実施区域の周辺海域において、水質に係る環境基準を超過している地点が存在することから、施設供用に伴う排水等による当該海域への影響を低減するよう配慮するとともに適切に環境影響評価を実施すること。

5 地形・地質、地盤、土壌

工事で発生した残土については、工場外へは排出しないとのことであるが、工事期間後においても、土砂の飛散・流出の防止を行い適正に管理すること。

6 陸生動物

特に意見なし

7 陸生植物

特に意見なし

8 水生生物

水生生物の現地調査について、水生昆虫の存在が確認されるのであれば、繁殖期・羽化期を考慮して、冬季にも調査を行うこと。

9 生態系

特に意見なし

10 景観

発電設備等の設置に伴い、景観に影響が及ぶ可能性があるため、景観調査を行い、環境保全についての配慮が適正か評価を行うこと。また、煙突の高さに対する視野角による評価を行い、煙突の形状や色彩等にも考慮するとともに適切に環境影響評価を行うこと。

1.1 廃棄物

発電設備の稼働に伴い発生する廃棄物について、その種類や発生量を見積もり、処理方法を明記するとともに、その発生を抑制し、廃棄物を再利用するなど最終処分量の削減に努めること。

1.2 温室効果ガス等

- (1) 発電設備については、最高水準の設備を採用することにより、高効率化・二酸化炭素の排出量低減等に努めること。
- (2) 発電設備などの稼働及び工事車両に伴い発生する二酸化炭素排出量の予測評価を実施すること。

1.3 その他

- (1) プラントの設計時において、最新の技術を取り入れ、その予測評価を実施すること。
- (2) 燃料となる石炭について高品質で硫黄分や重金属等の少ないものを選定し、環境影響の負荷低減に努めること。
- (3) 当該発電設備の排水により、雨池川及びその支流の水位の上昇や浸水被害の拡大がもたらされることの無いよう、対策を検討すること。
- (4) 雨池川の流量が、最小断面積の箇所での計画流量以内であることを確認し、計画流量を超えている場合は、対応を検討すること。
- (5) 三連動地震発災時の津波の到達地域に入っていることから、津波到達時の対応策について、検討を行うこと。
- (6) 今後も引き続き、公害防止に係る設備の維持管理の徹底を図るとともに、環境測定結果を評価することにより、さらなる環境負荷の低減に取り組む活動を行うこと。